

FIA フィットネス関連施設における
新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン



(一社) 日本フィットネス産業協会

2023 年 3 月 8 日

《総 論》

フィットネス関連施設は、健康の保持増進を求める多くの生活者に対して、継続的な運動とコミュニケーションの場を提供することを目的としている。

そのため、その利用者は日常生活における活動時よりも高い強度の身体活動を行うことから、呼吸が活発になることが引き続き想定される。

まずはこの理解に立ち、状況に応じた適切な感染予防のための対策が引き続き求められる。

マスク着用については、令和5年2月10日に内閣官房コロナ対策室より新たに示された以下の「マスク着用の考え方の見直し等について」及び基本的対処の方針に沿うことを前提とする。

- 着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

施設管理者はこの政府方針を受けて、以下に示す本ガイドラインの内容を踏まえつつ、感染防止の対応に於いては施設特性や地域性を鑑み、自らが実施すべき事項をあらためて整理することが求められる。

① 換気への配慮

- 全館に於いて適切な空調設備を活用した換気に配慮する。

② 手指の消毒、手洗い推奨の対応

- 施設管理者、利用者双方が適切な手洗いが習慣化されるような環境を整える。
- 入口に消毒液を設置し、適度な消毒履行を促す。
- 適切な消毒液については、以下の厚生労働省のホームページも参照する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

③ 感染症罹患者が誤って入場してしまうリスクへの対応

- 体調が思わしくない場合には来館を止めていただくことを周知する。

既存事業への対応

施設外のイベントの実施において求められる感染予防対策については、公益財団法人日本スポーツ協会の作成する『スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン』や、開催地の自治体が定めるイベント開催時の方針やガイドラインを参考にする。

幼児・就学前児童・児童等を対象としたスクール等への対応

幼児・就学前児童・児童を対象としたスクール事業への対応については、文部科学省及びスポーツ庁及びその他関係省庁が各都道府県の教育関係機関に対して通達する感染予防対応並びに熱中症等の防止対応に則した対応を参考にする。

トレーニングジム、スタジオ等の運動するエリアにおける対応

- 利用者が安心してトレーニングを実施できるよう工夫を心がける。
- スタジオレッスンを実施する際には、プログラムの運動強度や参加者の移動等を考慮した定員数を設けるなどの対策を講じることが望ましい。

従業員（インストラクター含む）の行動規範

- 感染した場合、多くの会員の健康や店舗運営に影響を及ぼす職業であることを自覚し、平素から感染防止を心がける。
- 体調不良の場合には、社内ルールに沿って適切に対応することを徹底する。

2020.03.03 1 版
03.04 2 版
03.10 3 版
03.17 4 版
03.18 5 版
04.08 6 版
05.25 7 版
11.06 8 版
11.19 8.1 版
2021.12.01 9 版
2022. 7. 7 10 版
2022. 11. 11 版
2023. 03.08 12 版